

調達要求番号：

仕 様 書	
エアシューズクリーナー保守点検役務	仕 様 書 番 号
	補-20
	承 認 年 月 日
	作 成 平成31年 2月 5日
	変 更 年 月 日
作成部隊等名	立川駐屯地業務隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において使用するエアシューズクリーナー保守点検役務について適用する。

### 1.2 役務場所

東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地

## 2 役務概要

### 2.1 エアシューズクリーナー11台の保守点検

## 3 一般事項

3.1 本仕様書に記載なき事項や内容に疑義が生じた場合には速やかに官側と協議し、また軽微なものについては、官側の指示に従うこと。

3.2 本仕様書及び設計図書に記載なき事項といえども技術上当然必要とする事項については、請負者の負担において実施すること。

3.2 本件における災害補償その他これらに類する事項は全て請負者の責任において実施するものとし、作業従事者への火災保険等の加入については確実に実施すること。

### 3.5 写真撮影

修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠蔽となる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A4版）に整理し、検査前に監督官に提出すること。

3.6 請負者は、官側の指示する様式に従い必要書類を作成し遅滞なく提出するものとする。

## 4 特記事項

4.1 本役務は、本仕様書によるほか、製造メーカーの仕様に基づき、実施するものとする。

4.2 本役務に必要な工具類及び消耗品は、請負業者の負担とするものとする。

4.3 本役務は、保守点検に対し十分な専門知識を有する技術者により実施ものとする。

4.4 本役務を実施した際、機器に劣化及び破損箇所等を発見した場合は、必要に応じ検査結果報告書等に記載し、修理等が必要な場合においては、見積書とともに当該箇所の写真を官側に提出するものとする。

4.5 請負業者は、作業の終了に伴い清掃を実施する。